

京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員倫理規程（平成18年達示第81号）第16条の2の規定に基づき、京都大学（以下「本学」という。）の教職員等の利益相反行為の防止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。

2 この規程において「利益相反」とは、次の各号に掲げることをいう。

(1) 教職員等が産学官連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

(2) 教職員等が兼業活動を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

3 この規程において「利益相反行為」とは、利益相反に該当する状況を当該教職員等自らが生じさせる行為をいう。

4 この規程において「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節までに定める施設等をいう。）をいう。

(総括者)

第3条 本学における利益相反行為の防止等に関しては、総長が総括する。

2 研究担当の理事は、教職員等の産学官連携活動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。

3 人事担当の理事は、兼業活動における利益相反行為の防止等に関し、第1項の職務を補佐する。

(部局の長の責務)

第4条 部局の長は、当該部局の教職員等における利益相反行為の防止等に関し総括する。

(教職員等の責務)

第5条 教職員等は、高い倫理性を保持し、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反審査委員会)

第6条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、利益相反審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 第11条の規定による自己申告書に基づく審査に関する事項

(2) 前号の審査結果に係る是正措置等の助言等に関する事項

- (3) その他利益相反行為の防止等に関し必要な事項
(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当の理事及び人事担当の理事
- (2) 部局の長 若干名
- (3) 学外の有識者 若干名
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第4号までの委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第9条 第6条から前条までに定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

(利益相反に係る相談室)

第10条 本学に、利益相反行為の防止等に関し教職員等からの相談等に応じるため、相談室を置く。

2 前項に定めるもののほか、相談室においては、本学における利益相反の防止等に係る具体的方策等を検討し、委員会に提案するものとする。

3 相談室は、委員長が委嘱する利益相反に関する知識を有する学内外の専門家若干名をもって組織する。

(自己申告書の提出)

第11条 産学官連携活動又は兼業活動を行う教職員等は、利益相反に該当する状況を生じさせることを防止するため、自己申告書を部局の長（役員にあっては、総長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の自己申告書の提出基準、提出時期及び書式等は、委員会が定める。

3 教職員等は、利益相反に該当する状況を生じさせることが懸念される場合は、相談室に相談し、又は随時部局の長に自己申告書を提出して次条第1項又は第13条第1項の審査を求めることができる。

(部局における審査等)

第12条 部局の長は、前条第1項又は第3項の規定により自己申告書の提出を受けたときは、当該部局の定めるところにより、利益相反に該当する状況が生じる可能性の有無、程度等について審査を行う。この場合において、部局の長又は当該審査に関わる者は、第10条に定める相談室に必要な相談をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、部局の長は、必要と認めるときは、産学官連携活動又は兼業活動を行う教職員等に対し、当該活動に係る利益相反の防止等について、指導・助言等を行い、又は必要に応じ教職員等から説明等を求めるものとする。

3 部局の長は、前条第1項の規定により提出された自己申告書に、第1項の審査の結果を添えて、委員会に提出する。

(委員会における審査等)

第13条 委員会は、前条第3項の規定により提出された自己申告書等に基づき審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を行ったときは、審査結果を当該部局の長に通知する。この場合において、当該審査結果が前条第1項の審査の結果と異なるときは、その理由その他必要な事項を併せて通知するものとし、必要に応じ、当該部局の長と事前協議等を行うものとする。

3 委員会は、第1項の審査の結果、利益相反に該当する状況が生じる可能性があるとして判定したときは、当該部局の長に第6条第2号の規定による助言等を行うものとする。

第14条 部局の長は、前条の通知等を受けたときは、当該審査の結果並びに利益相反に該当する状況が生じる可能性があるとして判定されたときは、その理由及び是正措置等を当該教職員等に通知する。

(異議申立て)

第15条 教職員等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該審査の結果に不服があるときは、委員会に対して書面により異議申立てを行うことができる。

2 委員会は、前項の申立てがあったときは、当該部局の長に通知し、再度第12条又は第13条に定める審査を行い、当該審査の結果を当該部局の長を通じ、当該教職員等に通知するものとする。

(秘密の保持)

第16条 委員会の委員その他審査に関わる者、相談室において相談に携わる者及び次条の規定により事務を行う者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も、同様とする。

2 委員会は、提出された自己申告書を適切に管理し、保管するものとする。

(事務)

第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、人事部職員課及び研究推進部産学官連携課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、利益相反行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。